

市政

を支える大切な財源です

市では、市民生活に直接結びついた幅広い仕事を行っています。この経費を賄う上で、税金は大切な財源です。そこで、税金に対する理解を深めてもらうため、個人の市・県民税(住民税)の仕組みについてお知らせします。



課税方法

平成24年度の市・県民税は、平成23年中(平成23年1月～12月)の所得から税金を計算して、平成24年1月1日現在の住所地で課税されます。

個人の市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

○均等割：4,000円(市民税3,000円、県民税1,000円)

○所得割：10%(市民税6%、県民税4%)

課税されない人

均等割も所得割も課税されない人

①生活保護受給者

②障がい者、未成年者、配偶者と

死別・離別し再婚していない人

で、平成23年の合計所得金額が

125万円以下の人

所得割が課税されない人

平成23年中の総所得金額などが次の計算式で求めた金額以下の人

35万円×(扶養人数+1)+32万円*

*計算式中の「16万8,000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます。

納税方法

普通徴収

事業所得者などは、市から送付する市民税・県民税納付書や口座振替で年4回に分けて納税します。

平成24年度の市民税・県民税税額決定(納税)通知書は、6月15日(金)に発送します。

特別徴収

サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月までの12回

に分けて給与から差し引かれます。内容については、給与の支払者を通じて通知します。

公的年金からの特別徴収

4月1日時点での年齢が65歳以上で、一定の条件を満たした年金所得者の市・県民税は、年金から差し引かれます。対象者には、税額決定通知書で特別徴収額をお知らせします。また、年金振込通知書(年金支払者から送付されるはがき)でも確認することができま

す。税額の変更、年金の支給停止、市外への転出などがある場合は、特別徴収が中止になり、普通徴収で納税します。

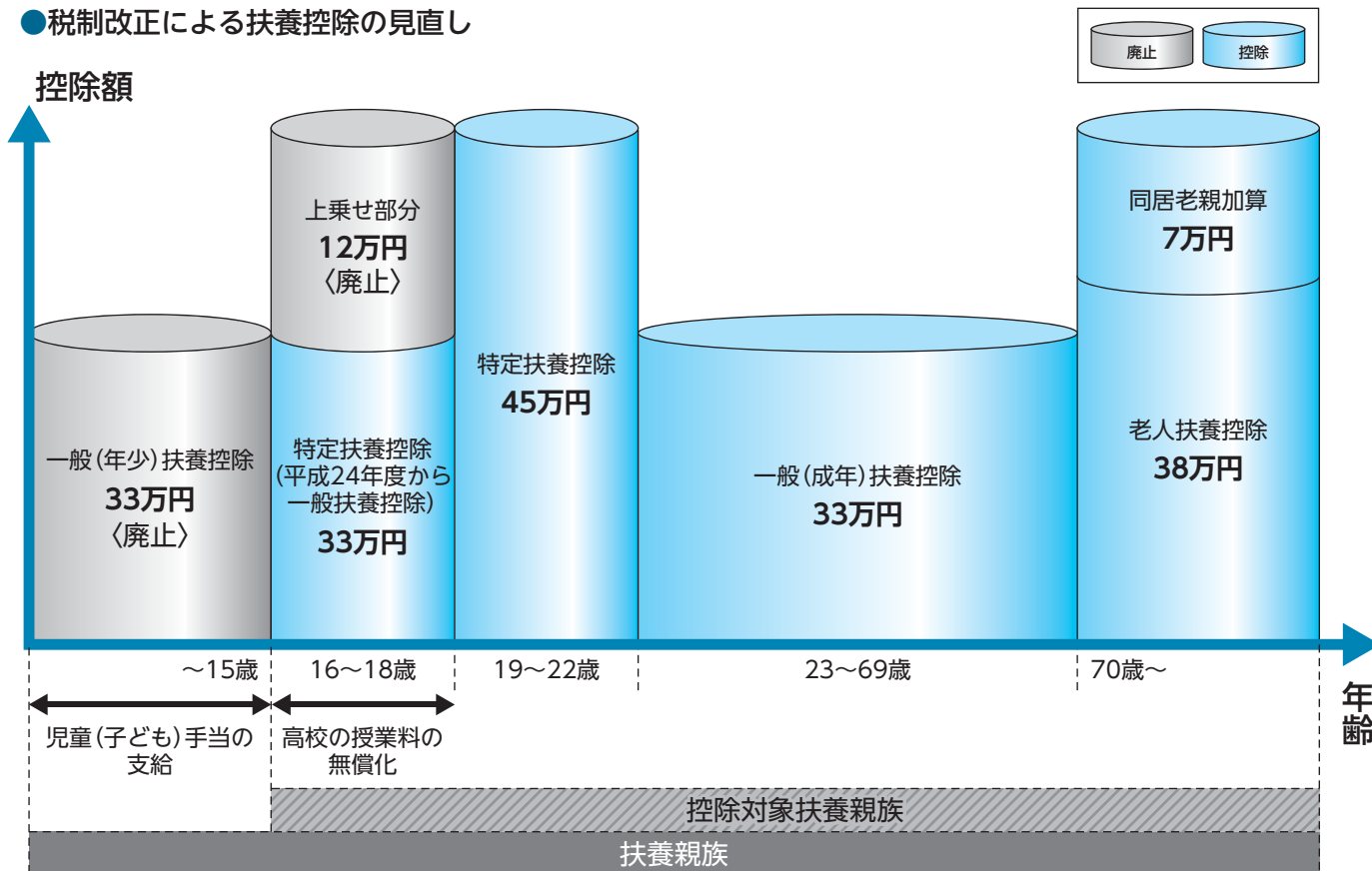
扶養控除の範囲が縮小しました

児童(子ども)手当の支給や高校の授業料の無償化に伴い、平成24年度から市・県民税の扶養控除の範囲が縮小しました。

○15歳以下の扶養親族に対する一般(年少)扶養控除(33万円)が廃止されました

○16歳以上18歳以下の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円となりました

●税制改正による扶養控除の見直し



●上記の年齢の基準日(平成24年度)

年齢	基準日
~15歳	平成8年1月2日以降に生まれた人
16~18歳	平成5年1月2日~平成8年1月1日に生まれた人
19~22歳	昭和64年1月2日~平成5年1月1日に生まれた人
23~69歳	昭和17年1月2日~昭和64年1月1日に生まれた人
70歳~	昭和17年1月1日以前に生まれた人



●よくある質問

Q1 平成24年3月20日にA市からB町に引っ越しました。平成24年度の住民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。

A1 平成24年1月1日現在の住所地で課税されるため、平成24年度の住民税はA市に納めていただくことになります。



Q2 平成24年3月に退職したときに住民税を一括で納めました。ところが、平成24年度の納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A2 退職時に一括して支払った住民税は、毎月の給与から特別徴収されるはずだった平成23年度分の残額です。平成23年1月から12月の給与所得に対する住民税は翌年に課税されますので、平成24年度の納税通知書が送られます。また、平成24年1月から3月の退職時までの給与所得に対する住民税は、平成25年度分として翌年に課税されます。

Q3 わたしの子どもがアルバイトを始めました。扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満でしょうか。

A3 違います。収入130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。住民税や所得税の扶養控除は、給与収入の場合、103万円以内です。



※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。